

第8次静岡県保健医療計画の中間見直し

(静岡県障害福祉課)

1 概要

医療計画は、医療法に規定された、医療提供体制の確保を図るための計画である。平成29年度、医療審議会計画策定作業部会等での議論を通じ、総合的な見直しを行い、「第8次静岡県保健医療計画」(H30から6年間)として平成30年3月末に策定した。医療法の規定に基づき、計画期間の中間である3年ごとに、調査分析及び評価等を行い、必要があると認めるときは、医療計画を変更する。今年度は中間年であったが、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、今年度から来年度にかけて医療計画の一部を改定する。

2 第8次「静岡県保健医療計画」の概要

(1) 計画の位置付け

法的根拠	医療法第30条の4 (県における計画策定の根拠) 同法第30条の6 (計画改定の根拠)
策定手続	県が静岡県医療審議会及び市町等の意見を聴き策定
計画の性格	県の総合計画(富国有徳の美しい“ふじのくに”の人づくり・富づくり)の分野別計画であり、本県における保健医療施策の基本指針

(2) 計画の概要

計画期間	2018年度(平成30年度)から2023年度(令和5年度)までの6年間 ※第7次計画は3年間であったが、医療法改正への対応(医療計画の期間を6年間にして、介護保険事業(支援)計画の改訂サイクルと合わせる。)
2次保健医療圏	入院医療の提供体制を確保するための一体の区域(県下8医療圏)
基準病床数	病床整備の上限値 療養病床及び一般病床 26,720床(8圏域) 精神病床 5,388床(県全圏域) 結核病床 82床(県全圏域) 感染症病床 48床(県全圏域)
医療連携体制の構築	6疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、肝炎、精神疾患) 5事業(救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療(小児救急医療を含む。)) 在宅医療(訪問診療の促進、訪問看護の充実、歯科訪問診療の促進、かかりつけ薬局の促進、介護サービスの充実)
圏域別計画	医療資源や住民の健康状態等は圏域ごとに実状が異なることから、地域の状況に応じて、6疾病5事業及び在宅医療に関する圏域別の計画を策定。
その他	団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けた取組 医療機関の機能分担と相互連携 地域包括ケアシステムの構築 ほか

3 中間見直しに当たっての精神疾患の留意事項

- ・ 国が改正した指針等を踏まえた指標及び記載事項の見直し。
- ・ 本県の他の計画との整合性を図るとともに、法律等の社会情勢の反映のほか、各項目を時点修正。
- ・ 基準病床については、国の指針で示される算定方式に変更がないことから、見直しは実施しない。
(参考) 現計画基準病床数 5,388、R2.4.1 現在許可病床数 6,553

4 主な改正点

項目	第8次中間見直しにおける変更内容	該当ページ
精神疾患	薬物依存症について、「再犯の防止等の推進に関する法律」に関する記載を追加	資料5-2-2 P5
	ギャンブル等依存症について、「静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画」に関する記載を追加	資料5-2-2 P6
	依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関について追加	資料5-2-2 P9
	摂食障害治療支援センターについて追加	資料5-2-2 P9
	関連図表について、「精神病床における再入院の状況」を削除、「精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数」を追加	資料5-2-2 P12
災害時における医療	災害拠点精神科病院に関する記載を追加	資料5-3-2 P2、8、10、12
	DPAT 隊数の時点修正	資料5-3-2 P12

5 スケジュール

年月日	策定経過	内容
令和3年2月17日	令和2年度精神保健福祉審議会	骨子案の審議
3月23日	令和2年度第3回医療審議会	骨子案の審議
8月	令和3年度第1回医療審議会	素案の審議
9月～10月	パブリックコメント	
10月～11月	令和3年度第1回精神保健福祉審議会	最終案の審議
12月	令和3年度第2回医療審議会	最終案の審議
12月末	第8次静岡県保健医療計画中間見直し 策定	